

質問回答書(No.1)

質 問 日	令和8年9月17日
回 答 日	令和8年10月5日
調 査 名	(仮称)唐浜産業用地整備に係る市場性調査実施要領 ② 用地開発・分譲事業等実施意向調査
事 業 箇 所	薩摩川内市地内
回 答 者	薩摩川内市 経済シティセールス部 新産業創造室

質問事項について、次のとおり回答します。

質 問 事 項		回 答
1	実施要領P5「(4) 開発に関する想定スケジュール」 実施要領に記載されたスケジュールは必須要件であるか。	実施要領に記載したスケジュールは目標とするスケジュールであり、必須要件ではありません。
2	実施要領P5「(4) 開発に関する想定スケジュール」 「許認可手続き」と記載があるが、必要な許認可はなにか。	造成工事等にあたっては、都市計画法に基づく開発許可申請や土壌汚染法、景観法に基づく届出などの許認可手続きが必要になります。その他、整備手法によっては必要な手続きが発生すると想定しております。
3	想定されている事業スキームは以下のとおりか。 ・用地取得:市または市土地開発公社 ・用地開発(調査・設計、伐採、工事):開発事業者 また、分譲代金を「市または公社」と「開発事業者」が分け合って受領し、開発事業者は用地開発費を回収するというスキームか。	事業スキームについては、お見込みのとおりです。 また、分譲価格については、市または市土地開発公社の用地費や補償費及び開発事業者の用地開発費を加味した価格の設定を想定しております。
4	工業用水道の延伸等整備にかかる費用は、市・開発事業者のどちらが負担する想定か。	開発事業者により「工業用水道延伸等整備・運用事業」に提案があった場合は、実施要領P6の役割分担に記載のとおり、延伸等整備費は開発事業者負担いただくことを想定しております。
5	工業用水道の延伸等整備にかかる費用を開発事業者が負担する場合、開発事業者の整備費用は、土地の分譲代金から投資回収するスキームを想定しているのか。	開発事業者が負担した延伸等整備費については、工業用水道使用料金の徴収によって回収いただくことを想定しております。
6	開発事業者が工業用水道事業の運用を実施する場合、市から運用業務を受託し、開発事業者(運用事業者)が受託料を受け取るスキームを想定されているか。	開発事業者が工業用水道事業を運営する場合は、市から事業者に対して工業用水道事業に係る運営権を付与することを想定しております。

質問回答書(No.2)

質 問 日	令和8年9月17日
回 答 日	令和8年10月5日
調 査 名	(仮称)唐浜産業用地整備に係る市場性調査実施要領 ② 用地開発・分譲事業等実施意向調査
事 業 箇 所	薩摩川内市地内
回 答 者	薩摩川内市 経済シティセールス部 新産業創造室

質問事項について、次のとおり回答します。

質 問 事 項		回 答
1	最終的な分譲価格は、市・開発事業者のどちらが決定するのか。	最終的な分譲価格については、開発事業者の合意のもと市が決定することを想定しております。
2	実施要領P11「7-(1)-②-ウ」 「分譲予定価格(単価)を算出し、類似の整備事業と比較して妥当性を記載すること」とあるが、想定されている類似の整備事業はどのようなものか。	国内の他の類似する工業団地やデータセンター立地の事例を想定しています。
3	開発事業者に選定された場合は分譲地を購入できないなど、開発事業者になることで発生する制限はあるか。	開発者と購入者が同一となることによる制限はありません。
4	市民に受け入れられやすい基本構想を熟慮すべきだと思うため、基本構想の策定や事業スキームの検討のみを行なうことを前提として応募することは可能か。	実際に開発に参画する事業者を公募するものであり、基本構想の策定や事業スキームの検討のみを行うことを前提としての応募は、本公募では想定しておりません。
5	分譲時には公募が行なわれるという理解でよいのか。	現時点では、公募を想定していますが、詳細については、今後事業スキームにより決定します。
6	実施要領P3「②開発イメージ」 開示されている区画割は暫定であり、立地意向調査の結果によっては可変と理解して良いか。	区画割は現時点における暫定であり、協議等により変更の提案が認められた場合は、状況に応じて変更が可能です。

令和8年10月5日
薩摩川内市経済シティセールス部新産業創造室

質問回答書(No.3)

質 問 日	令和8年9月17日
回 答 日	令和8年10月5日
調 査 名	(仮称)唐浜産業用地整備に係る市場性調査実施要領 ② 用地開発・分譲事業等実施意向調査
事 業 箇 所	薩摩川内市地内
回 答 者	薩摩川内市 経済シティセールス部 新産業創造室

質問事項について、次のとおり回答します。

質 問 事 項		回 答
1	実施要領P3「②開発イメージ」 既存の鉄塔位置を動かすことはできないか。	現計画から鉄塔の位置を変更することはできません。
2	実施要領P3「②開発イメージ」 「市道港・網津線(既設)」の位置を事業街区の 東端に寄せるなど、付け替えることを検討いた だくことは可能か。	既設の市道の付替えにあたっては、他に与え る影響等を含め、関係機関との協議が必要と なります。(既設市道の位置の付替えは現時点 では想定していません。)
3	実施要領P3「②開発イメージ」 造成森林は必須であるか。必須である場合、 位置を動かすことはできないか。	森林法上、本産業用地の造成のために行う保 安林解除では、残地森林(造成森林を含む)が 必須です。また、位置を変更することはできま せん。
4		
5		
6		